

山辺町生活交通ネットワーク計画(案)
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダーシステム関係)

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

山辺町生活交通ネットワーク計画（山辺町地域内フィーダーシステム確保維持計画）
(H27年度～H29年度)

1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性

公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあり、その維持・改善が必要となっている。一方、生活交通の空白地域の解消、交通結節点となる JR 左沢線羽前山辺駅への接続の充実、促進など交通アクセスの確保、子どもや高齢者など移動困難者に対する日常の足の確保など、その改善を図るための施策の検討と実現も課題となっている。

特にコミュニティバスは、わかりやすく効率的な路線網・望ましい交通サービス水準への見直しが強く求められている。

このような状況を踏まえ、町民生活の基礎となる公共交通の確保・維持・改善することを目的に、地域内の公共交通に関する各調査の分析を行うとともに、生活交通ネットワーク計画を策定した。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

(1) 事業の目標

■基本目標

人・地域の暮らしを支え、便利で利用しやすい公共交通ネットワークの構築

○コミュニティバスの機能強化とわかりやすい運行形態

・運行内容の見直しによる機能強化を図り、利用しやすく、わかりやすい運行形態を目指す。

○デマンド乗合システムの確保（ドアトゥドアの区域型運行）

（昼間時間帯における町民等の買い物、通院、公共施設利用目的の小需要への対応）

・中地区と作谷沢地区を中心とした山間部地域を運行エリアに設定

・中地区と作谷沢地区から山辺市街地部までの運行確保

□利用者目標

運行形態	平成27年度	平成28年度	平成29年度
循環バス	65.00人/日	97.50人/日	130.00人/日
デマンドバス	14.50人/日	21.75人/日	29.00人/日

(2) 事業の効果

地域内の移動の利便性向上、公共交通不便地域の削減、地域特性・利用者特性に応じた多様な地域内移動サービスが確保できる。

特に中地区・作谷沢地区においてデマンド乗合バスを運行することにより、当該地区に居住する地域住民の生活交通が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により市街地への移手段が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者 (表1)

表1及び表1添付資料参照

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 (表2)

表2参照

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 (表3)

地域内フィーダーシステムのため、該当なし。

6. 別表4の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 (表4)

地域内フィーダーシステムのため、該当なし。

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 (表5)

表5及び表5添付資料参照

8. 車両の取得に係る目的・必要性 (自由記述)

該当なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (自由記述)

該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 (表6及び表7)

該当なし

1.1. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

平成 23 年 6 月 17 日	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通調査事業にかかる委託業者の選定について・ 地域公共交通調査事業にかかるスケジュールについて
平成 23 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 23 年度山辺町地域公共交通会議予算について・ 委託業者による企画提案について
平成 24 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none">・ やまのペココミュニティバスの運行路線等変更（案）について・ 山辺町生活交通ネットワーク計画の素案について
平成 24 年 3 月 12 日	<ul style="list-style-type: none">・ 山辺町生活交通ネットワーク計画素案に対するパブリックコメントの結果について・ 山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について
平成 24 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通調査事業に係る事業評価（案）について 【書面協議】
平成 24 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 23 年度山辺町地域公共交通会議会計決算について 【書面協議】
平成 25 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none">・ 山辺町生活交通ネットワーク計画（運行路線・運賃）について
平成 25 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について 【書面協議】
平 26 年 6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none">・ 山辺町生活交通ネットワーク計画（案）について

1.2. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

- ・ 町ホームページにて本計画に関する意見を募集した。
 - ・ 町民を対象にアンケート調査を実施した。
 - ・ やまのペココミュニティバス懇話会及び地区説明会等を開催し、地域住民と意見交換を実施した。
- その結果、バス停まで遠い地域の住民に対しての移動手段の確保が求められた。

1.3. 協議会メンバーの構成

構成区分	団体名
山辺町長又はその指名する者	山辺町
一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者	山交バス(株)山形営業所
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者	山形交通圏連絡協議会
山形県バス協会が指名する者	(社)山形県バス協会
山形県ハイヤー協会が指名する者	山形県ハイヤー協会
町民又は利用者の代表	山辺公民館・山辺町社会福祉協議会・作谷沢地域振興協議会
山形運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局山形運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	山形県交通運輸産業労働組合協議会
その他、必要に応じて、交通会議が必要と認めるもの	山形県山形警察署・山形県村山総合支庁

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

27年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
山形県 (山辺町)	山辺町	東西線	地域内 フィーダー	936.5	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
	山辺町	南北線	地域内 フィーダー	1,002.5	②(2)	山交バス山形～西 原・山辺線及びJR 左沢線に接続する。	③
	山辺町	デマンドバス	地域内 フィーダー	1,564.5	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
合 計				3,503.5			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
山形県 (山辺町)	山辺町	東西線	地域内 フィーダー	943.0	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
	山辺町	南北線	地域内 フィーダー	1,009.5	②(2)	山交バス山形～西 原・山辺線及びJR 左沢線に接続する。	③
	山辺町	デマンドバス	地域内 フィーダー	1,564.0	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
合 計				3,516.5			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

29年度

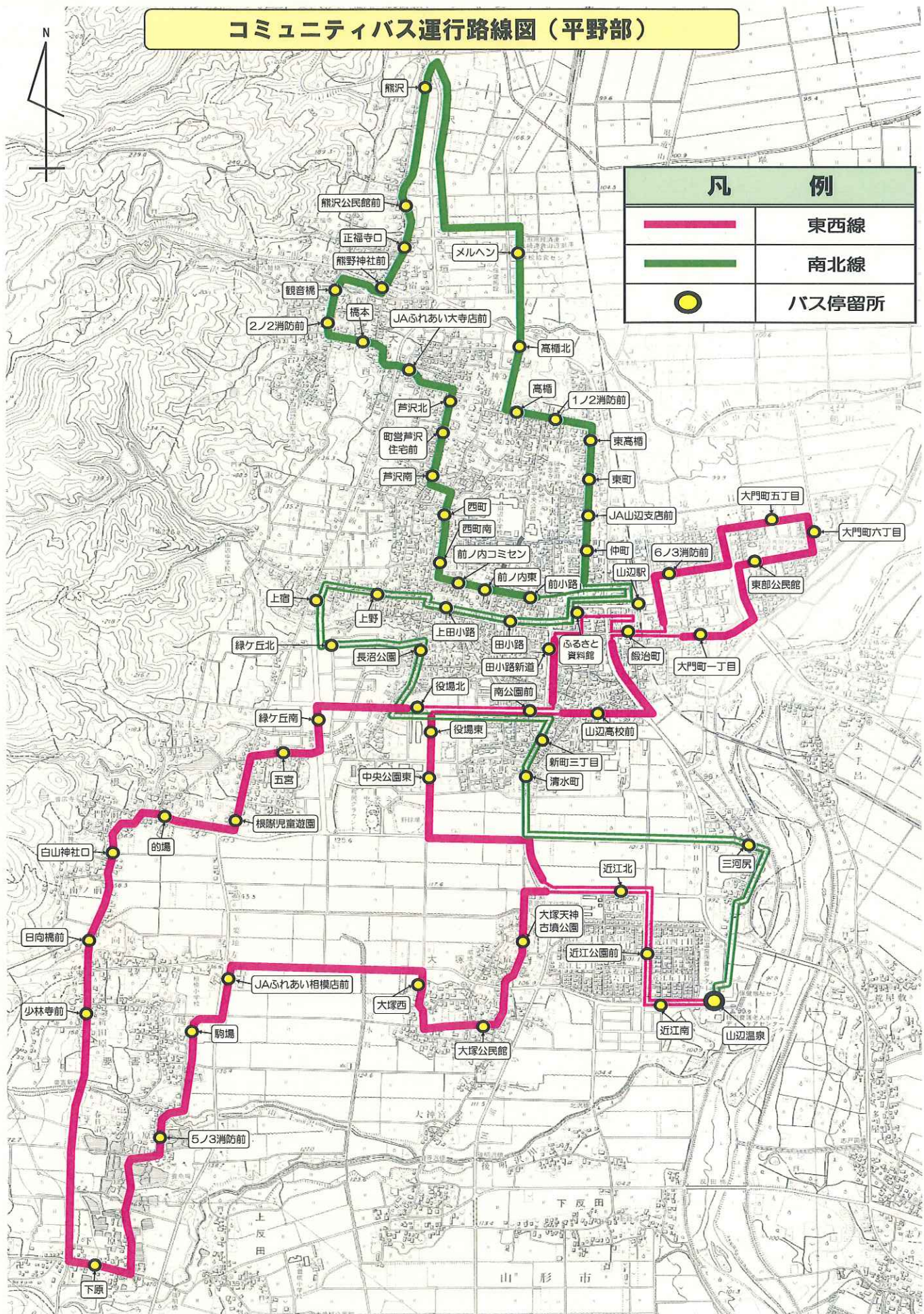
都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (山辺町)	山辺町	東西線	地域内 フィーダー	939.5	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
	山辺町	南北線	地域内 フィーダー	1,006.0	②(2)	山交バス山形～西 原・山辺線及びJR 左沢線に接続する。	③
	山辺町	デマンドバス	地域内 フィーダー	1,564.5	②(2)	山交バス山形～替所・下 原・西滝の平線及び山形 ～西原・山辺線、JR左沢 線に接続する。	③
合 計				3,510.0			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。


コミュニティバス運行路線図（平野部）

凡 例	
	東西線
	南北線
	バス停留所



山形市

デマンドバス運行エリア及び指定拠点

凡 例	
	デマンド交通運行エリア
運行日	月～土
運行本数	運行エリア発3便 指定拠点発3便
指定拠点から指定拠点の区間のみの乗降はできない	

●指定拠点

【交通機関】

駅前山辺駅
山交バス下原バス停留所

【公共機関】

山辺町役場
町公民館(中央・東部・南部・北部・大寺・相模・近郊)
町民総合体育館
山辺温泉保養センター
保健福祉センター
ふるさと資料館

【商業施設】

やまのベショッピングプラザ・ベル
おーばん
本町・仲町・駅前・田小路商店街

【医療機関】

医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
医療法人和敬会和敬会クリニック
医療法人花開晴徳鈴木医院
医療法人伊東医院
やまのペ整形外科
やまのペ耳鼻咽喉科
やまのペ藤田クリニック
山辺こどもクリニック
ひでたま青眼科眼科クリニック
しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック

【歯科医療機関】

高橋歯科医院
医療法人横山歯科医院
内野歯科医院
佐藤歯科医院
武田歯科医院
緑ヶ丘歯科クリニック

【金融機関】

山形銀行山辺支店
きらやか銀行山辺支店
郵便局(山辺・相模)
山形農業協同組合(山辺・大寺・相模)

中地区

大寺地区の一部
(杉下・鬼ノ目)

相模地区の一部
(サイカチ)

作谷沢地区

1 : 25,000

1 : 10,000

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	山辺町	27年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,891千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,891千円
	営業費用	5,770千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,770千円
	営業損益	▲3,879千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,879千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	37,597.2 km				経常収支率	32.77 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	#DIV/0! %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率	#DIV/0! %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'= c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
羽越	円 00銭	円 00銭	153円.46銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	153円.46銭	334円.88銭	153円.46銭	50円.29銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	又	ヲ			
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	291 日	1164 回	循環 15.6km (平均) 15.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.0%	18,158.4km	
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	291 日	1164 回	循環 16.7km 16.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	19,438.8km	
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%	0.0km	
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%	0.0km	
合計	系統							往 32.3km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		37,597.2km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額) ト	補助対象 系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分 以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
羽越	1	2,786,588 円	50円.29銭	913,185 円	1,873,403 円	1,873,403 円	1,873千円	936.5 千円		
	2	2,983,078 円	50円.29銭	977,577 円	2,005,501 円	2,005,501 円	2,005千円	1,002.5 千円		
		0 円	0円.00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円.00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		5,769,666 円		1,890,762 円	3,878,904 円	3,878,904 円	3,878 千円	1,939 千円	4,783千円	1,939 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ=カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,873,403 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,005,501 円										
		0 円										
		0 円										
合計		3,878,904 円	1,939,904 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
羽越	1				0.00 %	50円.29銭
	2				0.00 %	50円.29銭
					0.00 %	0円.00銭
					0.00 %	0円.00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自負第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	山辺町	28年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,891千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,891千円
	営業費用	5,770千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,770千円
	営業損益	▲3,879千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,879千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	37,597.2 km				経常収支率	32.77%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	#DIV/0!%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率	#DIV/0!%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{e}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	円 00銭	円 00銭	153円.46銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{e} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	153円.46銭	334円.88銭	153円.46銭	50円.29銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル			
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	293	日	1172	回	循環 15.6km (平均) 15.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.0%	18,283.2km
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	293	日	1172	回	循環 16.7km 16.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	19,572.4km
									回	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%	0.0km
									回	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%	0.0km
合計	系統								回	往 32.3km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		37,855.6km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越	1	2,805,739 円	50円.29銭	919,462 円	1,886,277 円	1,886,277 円	1,886千円	943.千円		
	2	3,003,580 円	50円.29銭	984,295 円	2,019,285 円	2,019,285 円	2,019千円	1,009.5千円		
		0 円	0円.00銭	0 円	0 円	0 円	千円	.千円		
		0 円	0円.00銭	0 円	0 円	0 円	千円	.千円		
合計		5,809,319 円		1,903,757 円	3,905,562 円	3,905,562 円	3,905千円	1,952千円	-	1,952千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ=カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,886,277 円										
	2	2,019,285 円										
		0 円										
		0 円										
合計		3,905,562 円	1,953,562 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = j
羽越	1				0.00 %	50円. 29銭
	2				0.00 %	50円. 29銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(り)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績もない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	山辺町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	1,891千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,891千円
	営業費用	5,770千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,770千円
	営業損益	▲3,879千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,879千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)				37,597.2 km	経常収支率	32.77%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')				km	経常収支率	#DIV/0!%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')				km	経常収支率	#DIV/0!%

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
羽越	円 00銭	円 00銭	153円.46銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = e$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	153円.46銭	334円.88銭	153円.46銭	50円.29銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			子	リ	ヌ					
羽越	1	東西線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	292日	1168回	循環15.6km(平均) 15.6km	往0.0km(平均) 復0.0km	0.0km	往0.0km(平均) 復0.0km	0.0km	100.0%	18,220.8km	
	2	南北線	山辺温泉	山辺駅	山辺温泉	292日	1168回	循環16.7km 16.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	19,505.6km	
						日	回	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	%	0.0km
						日	回	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	%	0.0km
合計	系統							往32.3km 復0.0km	16.2km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		37,726.4km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ 当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
羽越	1	2,796,163円	50円.29銭	916,324円	1,879,839円	1,879,839円	1,879千円	939.5千円		
	2	2,993,329円	50円.29銭	980,936円	2,012,393円	2,012,393円	2,012千円	1,006.千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0円	千円	.千円		
合計		5,789,492円		1,897,260円	3,892,232円	3,892,232円	3,891千円	1,945千円	-	1,945千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,879,839 円										
	2	2,012,383 円										
		0 円										
		0 円										
合計		3,892,232 円	1,947,232 円									

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
羽越	1				0.00 %	50円. 29銭
	2				0.00 %	50円. 29銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1(附則第12条の適用を受ける事業者については別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第53号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	27年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,109 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	2,109 千円
	営業費用	5,238 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,238 千円
	営業損益	▲ 3,129 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,129 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,309.5 時間	経常収支率	40.26 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	2,000円00銭	2841円.11銭	2,000円.00銭	805円.26銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
羽越	1	デマンドバス		山辺町区域内		291 日	1,746 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2619 時間
	2											0 時間
	3											0 時間
	4											0 時間
合計		系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2619 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	5,238,000 円	2,108,975 円	3,129,025 円	3,129,025 円	3,129 千円	1,564.5 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	円				
	3	0 円	0 円	0 円	円				
	4	0 円	0 円	0 円	円				
合計		5,238,000 円	2,108,975 円	3,129,025 円	3,129,025 円	3,129 千円	1,564 千円	4783千円	1,564 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	3,129,025 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	0 円										
0	3	0 円										
	4	0 円										
合計		3,129,025 円	1,565,025 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	28年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,109 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	2,109 千円
	営業費用	5,238 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,238 千円
	営業損益	▲ 3,129 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,129 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,318.5 時間	経常収支率	40.26 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,986円34銭	2841円.11銭	1,986円.34銭	799円.77銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
羽越	1	デマンドバス		山辺町区域内		293 日	1,758 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2637 時間
	2											0 時間
	3											0 時間
	4											0 時間
合計		系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2637 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
羽越	1	5,237,978 円	2,108,993 円	3,128,985 円	3,128,985 円	3,128 千円	1,564.0 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	円				
0	3	0 円	0 円	0 円	円				
	4	0 円	0 円	0 円	円				
合計		5,237,978 円	2,108,993 円	3,128,985 円	3,128,985 円	3,128 千円	1,564 千円	-	1,564 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	3,128,985 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	0 円										
0	3	0 円										
	4	0 円										
合計		3,128,985 円	1,564,985 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	山辺町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,109 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	2,109 千円
	営業費用	5,238 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,238 千円
営業損益	▲ 3,129 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,129 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,314.0 時間	経常収支率	40.26 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,993円15銭	2841円.11銭	1,993円.15銭	802円.51銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
羽越	1	デマンドバス		山辺町区域内		292 日	1,752 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	2628 時間
	2											0 時間
	3											0 時間
	4											0 時間
合計		系統						1.5 時間	0 時間	0 時間		2628 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
羽越	1	5,237,998 円	2,108,996 円	3,129,002 円	3,129,002 円	3,129 千円	1,564.5 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	0 円				
0	3	0 円	0 円	0 円	0 円				
	4	0 円	0 円	0 円	0 円				
合計		5,237,998 円	2,108,996 円	3,129,002 円	3,129,002 円	3,129 千円	1,564 千円	-	1,564 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
羽越	1	3,129,002 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	0 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
0	3	0 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	0 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		3,129,002 円	1,565,002 円	円	%	円	%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに連番番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	山辺町
------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	8,206
交通不便地域	3,258

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
256	中地区	局長指定
549	作谷沢地区	局長指定
1,621	大寺地区	局長指定
832	根拠地区	局長指定

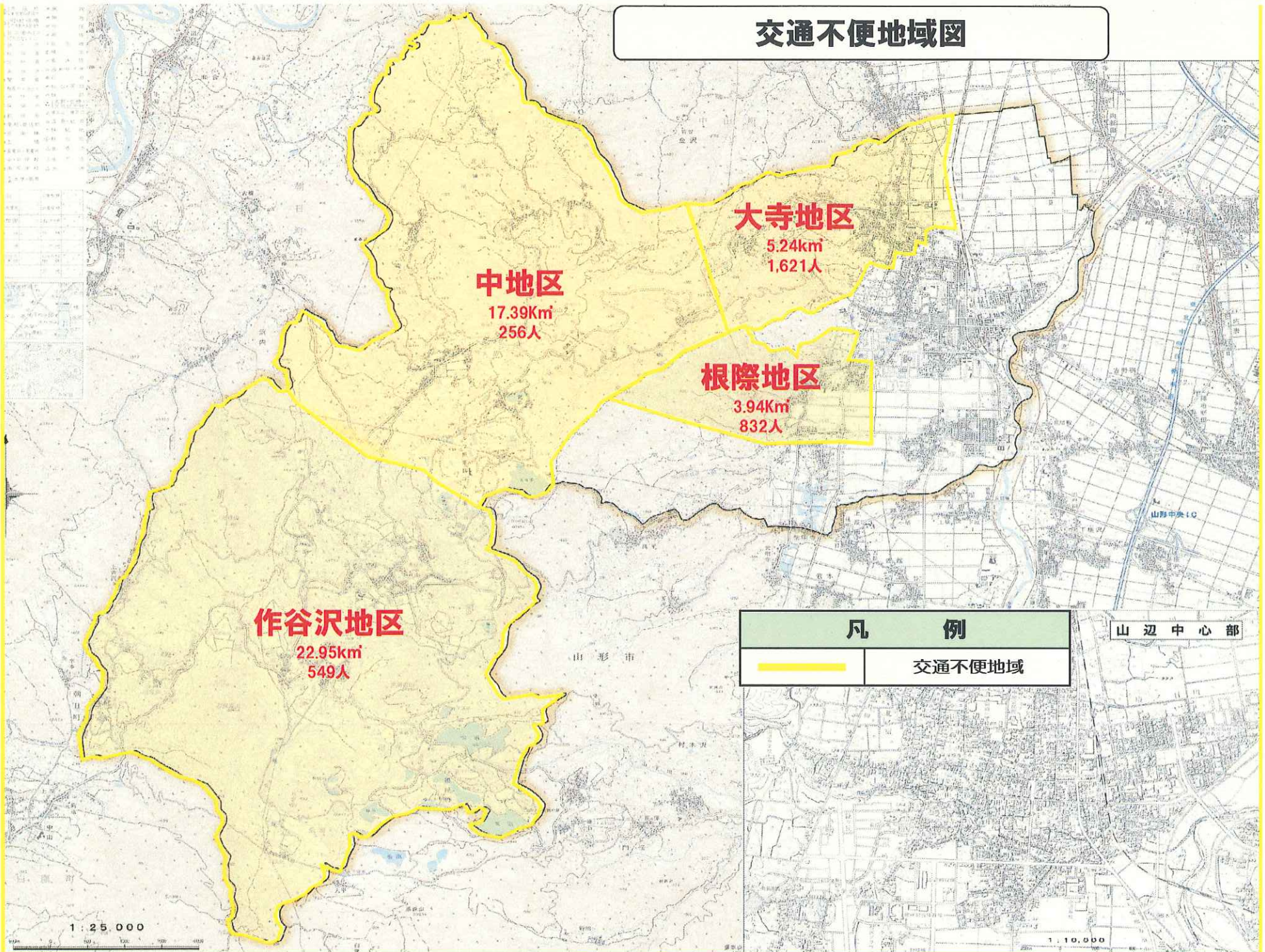
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

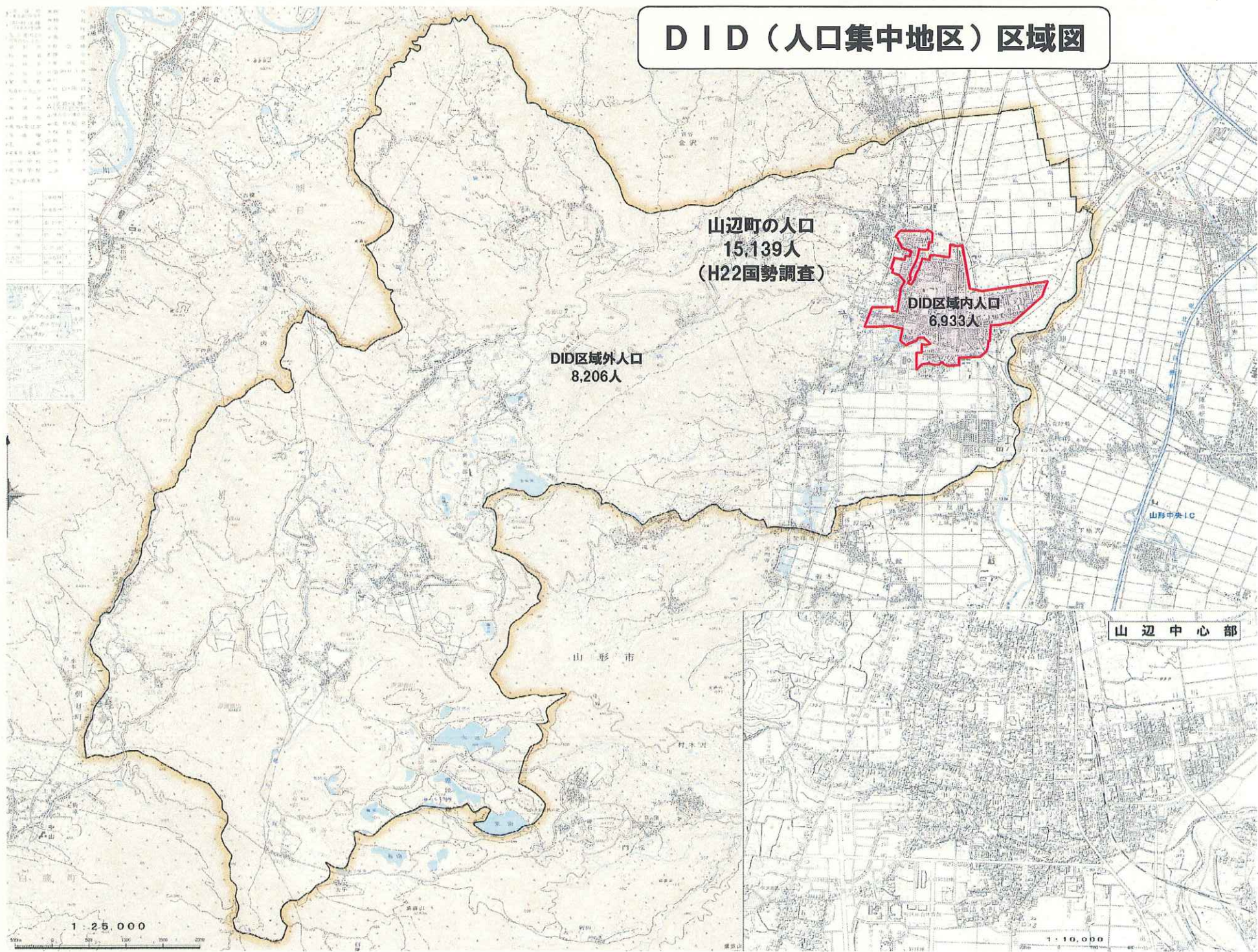
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

交通不便地域図



DID (人口集中地区) 区域图



山辺町の人口
15,139人
(H22国勢調査)

DID区域内人口
6,933人

DID区域外人口
8,206人

山辺中心部

1:25,000

1:10,000